第21回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時:平成20年7月9日(水) 9:00~11:00

場 所:北海道労働委員会 会議室

出席者:

(委員) 井上会長、佐藤委員、林委員、山本委員

(事務局) 出光 地域主権局次長、渡辺 地域主権局参事、志田 地域主権局参事

〇 井上会長:

では、早速本日の議事に入らせていただきたいと思います。恒例によりましてこれまで の経緯というのを簡単に整理させていただきたいと思いますが、お手元に配布されており ます資料の1でございます。本委員会では、今月になりますけど第3回答申に向けて継続 検討というふうになっておりました 74 件の道民提案をベースに産業雇用、そして地域再生 と大きく分けまして2つのテーマを中心に議論をこれまで重ねてまいったところでありま す。前回まで8回議論をしてきたところでありますけども、今月の中旬から下旬にかけて になりますけれども、第3回答申に向けてさらに検討をしているということにしておりま す。検討の課題というふうになっておりますのは、資料の1でいいますと太字になってい るものであります。この太字になっているものの中で前回、第20回に検討しましたものは これは星印になっている答申案の検討というもので2本やりました。それに合わせてその 前段階であります二重丸のところでありますけども整理案の検討ということで4件やらせ ていただきました。それで本日は21回ということでありまして、星が2つ増えまして星が 4 つ、前回星をつけておりました中でさらに検討事項がありましたので、それを含めて 4 本ということになります。でさらに二重丸がまだ2本残っておりましてこれは今日提示さ せていただくのは整理案の検討ということであります。したがって、ここから来ますとあ と1回、22回をやって第3回答申案をまとめるということになりますのでよろしくご協力 いただきたいと思います。前回、資料1の道民提案のところを左から3列目にありますけ どもそこの部分、そして項目別資料の中にありました答申案の題目が違っているというこ とでのご指摘がありました。その点に関しましては事務局に確認いたしましたところ、道 民提案というのはもう第1回目から道民の皆さん方から提案いただいたそのタイトルをそ のまま使っているということで、本日資料の1にお示しておりますのはもともとの道民提 案のかたちになっております。ただ先生方からご指摘いただきましたように、答申案とし て国に提案するときには少しこのままのかたちでは意味が通じにくいのではないかという ことで、資料1の一番右側の第3回答申案というところで少し表現を変えております。今 言っておりますのは、下から2段目と3段目になりますが、130と227ということでここ のところ特に227にありましたところ、ちょっと表現がというご指摘がありましたので、 一番右側の答申案では名前を変えるというかたちにしておりますのでそこの部分の差異が あることだけはご理解いただきたいと思います。それで本日の審議項目を確認しておきま すけども、先ほども申し上げましたように答申案として4本、そして整理案として2本と いうかたちでご審議いただきたいというふうに思います。後ほど次回の委員会のスケジュ ールについて確認させていただきたいと思いますが、時間の関係がありますので早速議事 (1) 答申案・整理案の審議についてということで審議に入っていきたいと思います。まず 事務局のほうから資料 2 に基づいてということになりますが、ご説明を順次いただきたい というふうに思います。前回いろんな議論でご指摘があった部分を特に何をどういうふう

に修正したのかということでメリハリをつけてご説明いただければなお幸いかと思います。よろしくお願いいたします。

〇 渡辺地域主権局参事:

おはようございます。では維持管理費に係る国直轄事業負担金制度廃止ということで 1ページ目の説明させていただきます。これにつきましてはただいま会長のほうからもご説明ありましたように資料のテーマ、題が国直轄事業負担金制度廃止だったり、維持管理費にかかる国直轄事業負担金制度廃止だったりということで混在していましたので、維持管理費にかかる国直轄事業負担金制度の廃止ということで資料の大部分を統一させていただきました。それとこの部分につきましては前々回林委員のほうから指摘ございましたとおり、国と道の役割分担の明確化を図るべきという部分を課題のところと目指すすがたのところに矢印の横に国と地方の役割分担を明確にすべきということで、入れたところでございます。

2 ページ目については上の表題の部分を先ほども言いましたけども、維持管理費に係る国直轄事業負担金制度廃止ということです。

以上、前回との違いについて説明させていただきました。以上でございます。

〇 井上会長:

ありがとうございました。この件につきましては資料の1をご覧いただきましても随分時間をかけて審議をしてきたところでありまして、また前回答申案というかたちで出しましたときに何点かご指摘のあった部分は、今事務局から説明がありましたように表題・題目の変更・修正ということと、国と道との役割分担の明確かという2点のご指摘を受けましたので、それを受けて事務局のほうで修正したということでございます。これらの点につきましては、ご意見あるいはご質問があればお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。題目のところは佐藤先生から多分ご指摘受けていたと思いますが、林先生もよろしいでしょうか。では、全体としてこのようでよければここでこの部門につきましては、このまま答申案に盛り込むというかたちで今のところはいきたいというふうに思います。最終的には全体のバランスということで、答申案ということで全部まとまったかたちで次回提案させていただきたいというふうに思います。では、その次の項目につきまして事務局からまた説明をいただきたいと思います。

○ 渡辺地域主権局参事:

道道管理権限の町村への委譲ということで7ページ目をご覧ください。これにつきましては、現行の道路法では市、道と協議をして、了解を取ることにより道道の管理権限を得ることができるけれども、町村については規定がないのでできないということで、今奈井江町や浦臼町においては委託というかたちで道道の管理をしていただいているということでございます。前回の中で現在委託でやっていてその課題というか、運転の課題になっているということで林先生の方から前々回ご指摘されて、前回説明させていただいたのですけども改めて言いますと、基本的に町にとっては歓迎されている。ただ、道側から見ると、連絡調整時間が要する。委託というかたちでやっておりますので、道のほうにも責任が残っているということで、町が何をやるにしても道と協議しなければならないという部分もあって、なかなかそういうところで課題があるのは道側から見るとそういうふうに見えるということでございました。それで今回7月7日に奈井江の町長さんに直接お会いして現状法についてまた意見交換させていただいた結果をちょっと報告させていただきますと、

今現在委託で行っているけどもかかった経費分だけが道から措置されている。そのため経費節減ということについてはインセンティブが町側には働かないということをおっしゃっていました。それと現在の委託は、道道の管理にかかった部分をメーターで実績把握するということで、町道と一筆書きで一体となって除雪をしようとしています。道の分はどこまでということで決まっているので、一回やめなきゃならないということで一筆書きでは除雪は出来ないようになっている。このような委託のかたちだと奈井江町として本来求めていたとおりにはできないということをおっしゃっています。例えば委託ではなく、権限そのものを移譲して欲しいということをおっしゃっています。例えば委託ではなく、権限そのものを移譲して欲しいということでございました。それと町長さんがおっしゃるには、町に委託されても対応が自由になっていると感じている、例えば2月に大雪があったときに火力発電ところから連絡を受けて石炭の輸送ルートを優先的に除雪したとそういうことで大事に至らずに済んだということがあって、街のエリアを越えた広域的なライフラインの確保に立派に貢献できたと自負しているということでございました。

以上でございます。

〇 井上会長:

ありがとうございました。資料 No. 2 の 2 に基づきまして道道管理権限の町村への移譲ということで、事務局から説明をもらいました。この前に議論していただきました維持管理費にかかわる国直轄事業負担金制度の廃止とともに、従前から何回か時間をかけて審議をしてまいったところでありまして、ただいまの事務局の説明はかねて委員の先生方のほうからご質問というかたちで出ていったものを調べた結果を報告してもらいました。現行の委託契約というところから、やはり道道の管理権限の町村への移譲というかたちで管理権限の移譲ということが求められているので、それに答えようとするすがたであるということでありました。事務局の説明等に関しまして、ご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。ではこのように扱わせていただきたいと思います。

続きまして同じく資料の2でございますけども、資料No.2の3につきましてタイトルが、「道州制における基礎自治体のあり方」ということでありまして、ここの部分は2本あります。指定都市等などの指定権限の移譲、ならびに広域中核市制度の創設ということであります。これらの部分につきまして、事務局のほうからまたこれにつきましても前回、前々回議論を重ねたところでありますので、とりわけこれまでの審議の中で問題になった箇所についてそれを答えるかたちでご説明いただければありがたいかと思います。よろしくお願いします。

〇 渡辺地域主権局参事:

それでは、11ページでございます。「道州制における基礎自治体のあり方」ということでまとめますけども、提案としましては指定都市等の指定権限の移譲と、広域中核市制度の創設、2つの提案になっています。それで12ページをご覧いただきたいのですけども、前回総務省の今出している定住自立圏構想との関係ということで12ページの資料をお出ししたのですけども、分かりにくいというご指摘もございまして中身を替えさせていただきました。まず真ん中の円に定住自立権というのが2つあるのですけども、この部分について下に黒塗りの指定都市等の指定権限の移譲。矢印が、前回は大きな〇全体にあたるようになっていたのですけども、今回中心市を指すようにしました。指定都市等の指定権限の移譲というのは、中心市に対して権限が移譲されるということでございます。今度は右隣の広域中核市制度の創設というのは大きな〇全体に権限が移る。これは合併した市町村に対して政令市並みの権限が移るということですので全体に〇を記しております。下の四

角の中なのですけれども、前回日本語として文書の意味がわからないということもございまして整理しました。それで定住自立圏構想は住民サービスに着目した新しい地域のあり方であり、その実現には中心市となる市の強化が不可欠ということで、上の指定都市等の指定権限の移譲の部分について説明して、また広域中核市はそうした定住自立圏を構成する市町村が合併した場合には、さらに強力な権限を要するという仕組みであるということで広域中核市の部分を説明、こういう権限を各種都市の指定権限を持つことにより、将来の道州制の実現に大きく寄与するものと考えられているということに致しました。

次に13ページですけども、指定都市等の指定権限の移譲ということでございます。今まで資料の中で指定都市といってみたり、政令市という言葉を使ったり、混在していましたので今回指定都市あるいは政令指定都市ということで表現を統一致しました。中身的には、その部分のほうで統一したかということでございます。

次21ページ、広域中核市制度の創設ということでございます。その中の現状とありますけども、その2つ目の〇なのですけどもこの部分につきましては前回お示しした資料では、行政機能が札幌に集中していることが札幌一極集中の原因の一つという表現をしていましたけども、委員の先生からのご指摘もございまして、次のように修復したということでございます。道の権限が人材や情報とともに札幌に集中。これを各地に分散させ、地域の自立的発展に向けた力を生み出したい。こういうふうに変えたところでございます。それと目指すすがたのイメージ図ですけれども、ここの部分について道の出先機関が市の機関になるということもイメージの図の中に入れたということでございます。

次 23 ページになりますけども、23 ページは圏域的視野という下のほうですけども、ここのところに左の上にバラバラでは力を発揮できないとなっていますけども、ここの部分が前回中心都市だけが持ちこたえられるかどうかという書き出しの中そういうことになって、ちょっとそこの部分がいかがかと指摘がございましてバラバラでは力を発揮できない、これが広域中核市になることによって圏域としての力で人口減少を乗り越えて発展していくというイメージにしました。

次27ページをご覧ください。前回の委員会で人材の面ですとか、財政的な不安などに対してQ&Aの部分を拡充して、それに対しての説明を充実すべきであるということで、前回お示ししたQ&Aは3つだったですけども、今回11項目に渉ってQ&Aをつくったところでございます。

それでまず Q1 でございますけども、広域中核市制度はどのような経緯で構想されたのでしょうかと、こういう問いを立ててみました。答えですけども平成 16 年に富良野市から道に広域都市構想、今は広域中核市になっていますが、これに似た案が提案されまして、その後もいくつかの地域で支庁あるいは圏域単位の大規模な合併が模索されてきた。それ以前からも今後の基礎自治体の体制づくりには二次医療圏というものを重視するべきであるという意見ですとか、現在の市町村を区として活用しながら圏域ですとか支庁単位の大規模な合併を検討するべきであるという様な意見が道内には以前からあった。こうした意見を具体化する制度として今回の広域中核市制度というものをとりまとめたところでございます。

次 Q2 ですけれども、広域中核市になることによって住民生活の面では何が変わるのでしょうという問いを立てました。答えは、人口減少と高齢化が長期的に進んでいく中で、現在の市町村の体制では保健・医療・福祉などの必要な行政サービスを提供する上でどうしても力不足になってしまう。そのため広域中核市制度は、こうした状況を乗り越えて地域の安全・安心を確保するために、強い連携をもった基礎自治体を生み出そうという仕組みでございます。圏域全体が一つの市になるということで広域的な産業政策や展開をしやすくなるということ、さらに保険ですとか、医療・福祉あるいは広域的な産業振興といった

ものは広域中核市が一元的に担うことにより、住民の意思が直接反映されるとともに意思 決定が迅速であるということです。それで決定する権限を決める権限を持っているところ には情報が集まる、情報が集まれば人材も育ってそこから人や企業を呼び込む吸引力とい ったものも生まれてくるということで、ただ一方で大規模な市町村合併を伴いますので、 市役所が今よりは住民から遠い存在となってしまいますので、区の制度の活用によるきめ 細やかな行政ですとか、住民自治の活性化に努めていくといったことが広域中核市になる ために必要になってくるということです。

Q3 は前回もあったものでして、中身的には人口 10 万人に満たない圏域でも政令指定市と同じ権限を持つことは可能なのでしょうかとこういう問いでございまして、答えは、政令指定都市と同等ということで、法定移譲される権限の多くは現在支庁で処理されている業務である。その分のような財源というのは道に入ってきています。それで広域中核市になると広機能の大半は財源とセットで広域中核市に移って、その際には職員についても希望すれば移籍または派遣といった対応を行う。こうしたことからこれまでどおりの業務執行は充分可能だと考えられるということでございます。

問4でございます。これも前回ございました交付税措置をするといっても交付税総額が抑制されているので、必要な財源を確保されるのだろうか、こういう問いに対して、法定移譲される権限にかかる交税の部分については、現段階では道に交付されている。法定移譲されると広域中核市に移るということなので、交付先が道から広域中核市に変わるだけで、国の新たな負担増ということではないので、財源の確保には支障がないというふうに考えています。

問5ですが、これは人材の部分なのですけども、政令指定都市と同じ権限が処理できるだけの人材がどのように確保・育成するのでしょうか。こういう問いをまとめてみました。答えは、広域中核市になり保険証などの道の機関が広域中核市に移る場合、当面の対応として専門的な能力を持った人材が道から移籍または派遣することが考えられますということで、前回もお話ししましたけども、現実に旭川市が中核市になったときに旭川市で保健所を持ったときに道の保健所から人材を含めて、旭川市に移譲されたという例がございます。長期的には広域中核市において職員を採用して、広域中核市で育てるということが基本ですけども、そうした場合であっても道ですとか、市町村との交流人事といったことで専門家を育てていくという方策も考えられますという答えでございます。

問6ですけれども、広域中核市と中央省庁との関係はどうなるのでしょうかという問いです。広域中核市になりますと、政令指定都市と同様に地方債の起債ですとか、福祉分野の一部については、国と直接あるいは国から直接補助金をもらうといったことになります。このように広域中核市になりますと、道経由することなく中央省庁と直接折衝する機会というものが増えてくる。これは逆に考えますと、それによって中央省庁のもつ国家的・国際的なノウハウといったものを吸収して、自治体経営に逆に活かしていくいい機会になるといったようなことが期待されるということでございます。

問7ですけれども、広域中核市は道州制や市町村合併・市町村への権限移譲を支庁制度 改革、さらには自治の将来像とどう関係するのでしょうという問いを立てました。道にお きましては平成18年に作成した北海道市町村合併推進構想の中で道州制を見据えた将来 の基礎自治体のイメージ、区域のイメージとして二次医療圏というものを打ち出しており まして、広域中核市制度はこうした将来像のモデルとなる自治体の形成を後押しするとい う中で考え出したものです。また広域中核市になることで、政令指定都市並みの大幅な権 限移譲が行なわれ、それに伴って支庁機能の大半が広域中核市に移るということになりま すので、広域中核市制度というのは道州制あるいは市町村合併、市町村への権限移譲、支 庁制度改革の全てを総合した提案になるということでございます。 問8ですけれども、広域中核市と現在進められている合併との関連はどうなるのでしょうということです。広域中核市制度は道州制を見据えて基礎自治体のモデルとなるものでございまして、現行の合併特例法の期限というのは22年の3月末ですけども、現行の合併特例法の期限での合併を必ずしも対象としているのではございませんが、将来的には広域中核市につながることを見据えた上で、現行の合併特例法に基づく合併を進めることも有益であるということです。

問9ですけれども、全ての基礎自治体を広域中核市にするというという構想なのでしょうかということです。広域中核市制度は、区の制度設計は市が行なうという発想にもありますとおり、基礎自治体の自治のかたちは基礎自治体自身が決めるべきであるという考え方に立っています。そうした意味で広域中核市になるかどうかは圏域内の市町村の発意によるべきものでございまして、提案検討委員会としても市町村の選択肢が増えるのは望ましい、こういった観点で提案を答申するとしたものですといった回答を文にしました。

問10です。これは前回もございました。人口規模が小さな自治体の自治は、今後は困難になるのでしょうかということで、広域中核市制度というのは人口に着目ということではなくて、二次医療圏単位に合併して誕生した市に対して、道の権限を大幅に法定委譲するという。それとセットで大幅な財源を交付税措置するという目的がありまして、このことは人口規模が小さくても圏域をカバーしていれば、自治体として高い専門性を持った行政サービスが行えるように財政基艦を保障するということを意味しています。

最後、問 11 ですけども、広域連合の活用は考えられないでしょうかということですけども、広域中核市制度は、二次医療圏単位の大きな合併を前提としていますけれども、一気に合併に踏み込む状況にはまだ達していないような地域にあっては、二次医療圏単位の広域連合によって事務の共同化ですとか、道からの権限移譲を順次進め、合併の条件整備を図っていく方法もあると考えられますという答えをご用意いたしたところでございます。後は Q&A ということで用意しましたけども、あと 30 ページと 38 ページにつきましては、前回も示した資料でございます。政令指定都市等の要件緩和と広域中核市制度の創設につきましては前回もお話しましたけども、今各支庁を通じて市町村に情報提供ということで説明を行っているところでございます。現在は市町村の反応として報告が上がって来ている部分としては、合併特例法の期限があと 2 年と迫っている中で、こういった提案をすることは合併を目指すものにとってはちょっとタイミングが悪いじゃないかという意見とか、合併反対派の人々に合併反対の材料として使われる可能性もあるのではないかといった意見があったという報告が今のところ支庁から寄せられております。

以上でございます。

〇 井上会長:

ありがとうございました。ただ今事務局から資料の2の3、資料の2に基づきまして、資料ナンバー2の3、道州制における基礎自治体のあり方。このもとに2本ありまして、2の3の1が政令指定都市等の指定権限の移譲というものと、2の3の2にあります広域中核市制度の創設ということで、これまで出てきました議論を踏まえて、あえて修正が必要になる部分の修正した箇所、あるいは曖昧な表現であった部分を修正したということ、さらに後段のところではこれまで出てきたいろんな意見を踏まえて、そして今後の議論をということを念頭におきまして、Q&Aというところを従前の3本から11本に増やして説明をかなり詳細にしたということで説明がありました。これらの点2本ありますけれども、ご意見・あるいはご質問があれば、お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、林委員どうぞ。

〇 林委員:

細かくチェックをしていない部分もあるのですけれども、今、支庁が支庁制度の改革のときですよね。そういう意味で表現としてこういうふうに全部を支庁として表現しておいて問題は無いのかなというのをちょっと思いました。一般の人たちが今、地域振興局というところに変わっていくという感覚に変わってきていると思うのですよね。その時で、全部支庁という表現で大丈夫なのかなと、もう少し細かく見たほうがいいのかなということを思いました。それと新しい制度の提案なので、すごく良い点が一杯出てきますよね。それで、今段階で心配されるマイナス面というのは余り無いものなのでしょうか。ひょっとするとあるのかどうか分らないのですけれども。このQ&Aでも、読んでいくと「すごく良いものだ。」と、伝わるように書いてありますよね。そのあたりはちょっと大丈夫なのかなという疑問としてどうなのでしょうか。

〇 出光地域主権局次長:

はい、ありがとうございます。まず、1 点目の支庁という表現なのですけれども、今、 支庁制度の条例も通りましたけれども、今度総合振興局という名称に変わりますけれども、 法律上は地方自治法上はあくまでも支庁なんです。法律上支庁というものの名前を今度は 総合振興局というふうにする。他県にも支庁はありまして、振興局だとか、振興事務所だ とかそういう名前をとっていたということで、私どもの道も今回の支庁制度改革の中で新 しい支庁においてはという言い方を引き続き使っていたのですが、そういう意味では、法 律的には支庁ということで問題はないと思っています。それから広域中核市になることに よって逆に得るというのでしょうか、そこの件ですけれども、1 つには圏域単位の相当大 規模な 10 とか 20 ぐらいの市町村大合併ということになりますから、そもそもそこにいく までにそう簡単なものではない。相当時間を掛けて地元の気運が高まっていかなければ、 そこまでたどり着けるものではない。そもそもそのハードルがハードだと思います。それ からあとはQの2の方の、一番最後のパラグラフを整理しました。非常に面積的に大きな 規模の市というのが誕生しますので、逆に今まであった役場から見ると距離的にもだいぶ 遠くなるということになりますから、そこは逆に意図的に区の制度を活用するとかして、 市役所というものが遠い存在にならないように相当気をつけながら地元によって制度設計 をしないといけないという課題があるというふうに思っております。

〇 井上会長:

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。佐藤先生。

〇 佐藤委員:

今回変えていただきましたので概ねよろしいのではないかと思います。ただ Q&A ですが前回指摘しておくんだったなと。前回出ているもので質問するというか指摘するのはちょっと心苦しいのですけども、Q&A28ページ Q4、Q10です。今改めて読んでみますと、質問と答えが、若干チグハグでズレている感じがしました。どちらも事務局がつくったので大丈夫かなと思って見ていたのですが、よく見てみると Q4 は、必要な財源は確保されるのでしょうか。というのが主要な質問で、それに対して国の方の負担にはならないから大丈夫。国の都合で考えれば大丈夫ですよという、Q4 のおそらく市町村などからの質問だと考えますと、どんどん交付税が抑制されているわけですが、そういうことに上手く答えていないようにみえるため、なんかどうしたのかなと今朝になって気になり始めてしまいました。事務局と会長にお任せします。10 もそうですけれども、これも人口規模が小さな自治体の自治は、今後困難になるのでしょうかという質問は、人口が小さな市町村というのは、こ

れからは表現があまりよくないのですけれども、よく言われるように生きていけないのかという、そういう疑問をおそらく出してきたのだと思います。ところが答えの方は、それには直接には答えていないように見えてしまいます。広域中核市になれば大丈夫ですよというそういう書き方ですよね。おそらくこの質問だとそういう意味ではなくて、現在のままで大丈夫なのかということなので、次の11の広域連合の活用と一緒にしろとというわけではないのですけれども、ちょっと絡めて、大丈夫ですよというとすれば、ちょっと答えに工夫が必要だと思います。大丈夫ではない、駄目ですよという言い方もあると思うのですけれども。広域中核市の提案はしていけるけども、その他、事実人口規模の小さな自治体の行政運営というのが非常に困難になるのだけれども、必ずしもそういう大規模な合併ではなくて、広域連合といったもの、Q11にあります広域連合のような仕組みを活用していけば何とかなるかもしれない、という回答もあり得ると思うのですね。非常に書きづらいところもあると思うのですけれども、細かい表現の話なので事務局と会長にお任せしますけれども、ちょっと質問にちゃんと答えていない気がするのはまずいかなと思いました。指摘しておきます、すみませんでした。

〇 出光地域主権局次長:

ありがとうございます。Q4 の部分は国全体での交付税抑制の基調があるわけなのですけれども、そこ自体、全体に抑制自体をどうするかというよりは、今、道に来ている分の行き先を変えるだけですから、その点はご安心くださいという答え方をしてみたということで、ご指摘を踏まえて少しまた検討したいと思います。それから Q10 の部分、今これから小規模な市町村で事務の範囲をもっと減らしたらいんじゃないかという議論も出てきているところですから、減らす分は今度は都道府県や近隣市町村でやるということで、いずれにせよ小規模な町村にとっては、環境がますます厳しくなる、こういうことはあるのですけれども、それに対して広域中核市のかたちで広い単位でみんなまとまれば、人口規模に関わらずもっと仕事ができるように保障をできるようにしたという思いというのを答えに書かせていただいだわけですけれども、そういう面では、いわゆる昔の二級町村制に対する1つのアンチテーゼというのでしょうか、そういう意味を出している。しかし、そう簡単に圏域単位の大合併というのは簡単なことではないですけれども、確かにご指摘のように広域連合を活用しながら小規模な町村が行政をやってという道もまたありますねというところが付け足したいというふうに思います。

〇 井上会長:

ありがとうございました。いずれにしても今ご指摘頂いたことは至極当然のご批判だと思いますので、つまり質問を大体こういうようなことが、地元にはご意見としてはあるのだろうなということを汲み取った上で、クエスチョンをつくられているわけですから、アンサーのところは、それに基本的にはストレートに応えるかたちで明確にして頂く努力が次回までにお願いできればというふうに思います。また Q10 と 11 のところはご指摘がありましたけれども、場合によっては、これを統合するというところの。

〇 佐藤委員:

そうではなく、統合はしないで10の中に若干それを加える。

〇 井上会長:

10の中に入れる。

〇 佐藤委員:

11を10の中に入れるのではなくて、11は11としてやはりきちっとあった方が良いと思いますね。その9・10の質問に直接答えるためには、それぞれの自治体、小規模な町村もそれなりにちゃんと努力をしてくださいと。合併する、しないはそれぞれの町村の自主性でやるわけですけれども、ただ状況が厳しいのは皆さん分かっていらっしゃるのだから、その部分をじゃあ人口規模が小さいままで自治を維持するためにはどうしたら良いかっていうのは、それぞれの市町村でやはり考えて欲しいなというところも含めた上で、例えば広域連合というのは次のクエスチョンに出てくる広域連合のようなものもありえますよということを示唆するというので良いじゃないかと、そういう言い方でございます。

〇 井上会長:

はい、分りました。明確に分りました。そういうようなことでお願いしたいと思います。 あと山本委員が、手を上げておられたと思うのですけども。

〇 山本委員:

意図も良いと思うのですよ、方向性としては。だけれども、将来大体どの辺のタイミン グで北海道がどうなっていくのかなということが、言葉とか概念として分かるのですけど も、この段階では見えにくい。それで何かその当該町でチョイスできる様になると方法論 も変わるのでしょうか。住民の立場で考えると、プロセスだとか選挙だとか様々なことが あるのだけれど、一体いろんなことがどうなっていくのかなと。Q&Aでかなり前回よりは 印象は変わっていると思うのですけれども。行政のポイント、ポイントの大きな山みたい なのがあるときに、それがどういうプラスとマイナスのハレーションがあるのかなって思 ってしまうのです。企業的にいうといくつかあるものが統合されたり、機能分散されたり する中で、今まで10あったポストが5つになるかもしれないとか、2、3人いた首長がそ うでない数になるかもしれないとか、様々なことが想像してしまうのです。ただ個人的に はそういうハレーションこそが必要なことだと思います。議論していって良いかたちを目 指していく、そのプロセスも大事なのだと思います。だからこそ結果について責任を持て るのだという意味では、それこそ皆が参加していく自治のあり方を問うていくことで、総 論的にいうと素晴らしいことだと思いますし、チャレンジだなと思うのです。しかし、ど の程度の段階でどうなっていくのだろうというのが、正直私まだタイムスケジュール的に つかめないところがあって、それは当然ですね、様々な議論がこれから行われますから。 そこが何かちょっと見えにくいけれど、非常に良いことだなと、賛成したいなという気持 ちではあります。

〇 出光地域主権局次長:

広域中核市制度を考えていく中で、例えば十勝で一市構想で、オール十勝で全部一つの市になったら良いじゃないか、今も動きというのはあるわけなのですけれども、なかなかその場合に一つに難しいのが、現行制度上は今の十勝の人口結構いるのですが、必ずしも区をつくるということにはなっていなくて、区をつくるということになっているのは政令市だけですし、その他に地域自治区という制度があるのですけれども、そんなに強力な制度、あるいは権限を持ったという制度では無いわけであります。そういう中で実際に大きな1つの市になったら良いのじゃないかというような議論が中には、当然委員もおっしゃっております、そうなると首長さんの数も大幅に減るわけですし、議会議員の数も大幅に減るわけですけれども。別にそれは維持するためじゃないでしょうけれども、区を置いて場合によっては区長構成みたいなことをやれば、かなり今の市町村単位でやられている自

治というのは結構担保できるのではないか、そういう議論もあるわけなのですけれども、 いかんせん現行制度ではそういうのが認められていないわけですから、そこで思考が止ま っちゃって今の制度ではそれはできないから考えても無駄だと。そうなるとなかなか一筋 縄では難しいねというところで話がなかなか前へ進まないことになってしまう。そういう のを思い切って取り払ってといいましょうか、自由にできるようにした上ですると見えて くる世界がまた違ってくる。実際そうやって区を置いて管理区長を維持しようとすればお 金も掛かるわけですから、その分は市の財政の中からそっちの方にお金を回して、逆にど っかの分が減っていくということになりますから、それでも区長構成のような区があった 方がいいのかなと。それとももっとスリムな区にしておいて、他の方に予算が回るように した方がいいのかなというのを自分で考えると、ということも大事なことだと思います。 そうしないと議論が前に発展して行かない。実際にこういう広域中核市制度が仮に実現す るとしましても、事情が伴いますからどんなに短く考えても 2 年はゆうに掛かるでしょう し、或いはもっと長いこと掛かるかも知れません。そういう制度が出来て、周知期間があ って、実際にそこに動き出してというと、これも5年先実際本当にそういうのが広域中核 市が出来るとしたら10年先という非常に長いスパンの話になると思います。今まであまり そういう長いスパンのところもあまり議論されてこないものですから、構想としてはあっ たにしても、現実味をもった道筋としては議論されないままにこれまで来ているというの があります。やはりそこはもう現実味を持って考えられる様に道を開くというところに意 味があるのかなと思っています。あまり答えにならないかも知れないけどスパンとして行 けば5年、10年先でも制度になるかと思います。

〇 山本委員:

質問している側もちょっと意図的に曖昧な言い方をしているので申し訳無かったですが、あともう1つ、例えばQ&Aの6なんかでも感じるんですけど、これ感じ方の問題でそうでは無いかも知れません。例えばQ&Aの6のアンサーの2ブロック目のところにあるのですが、このように広域中核市には道を経由することなくとか、道からこっちに、あなた達のほうに、いかにも主語的というか権限的に移譲されるのはいいのですけれども、だけど一方で地域の立場に立ってみると、それで関係ないって言わないでねというところが、あとは知らないって言わないでね、という気持ちがやっぱりあると思うのですよね。やっぱりこういう制度改革する時に5年、10年みたいな、企業から見たら非常に長いスパンなんですが、決めた人がその時いるのか、責任取れるのかみたいな話があるわけですが、そこは行政の継続性を信頼するとして、何かもう少しビジョンをしっかり道として持っていて、きちんとフォローしていくというのが感じ取れるような。別に間接的に来るのではなくてちゃんとそれがそれこそ別のところで他の委員もおっしゃったように、道の役割というのがきちんと提示されていたほうが我われは安心してチョイスできるかなというふうに思いますね。

〇 佐藤委員:

委員同士で議論するのもなんですけど、ちょっと今の山本委員の話しを聞いてなるほどなあと思ったところがありまして、私なんかある程度いろいろそれなりに勉強しているつもりなものですから事務局を差し置いて若干コメントしたいと思います。

世界中を見渡しますと、自治のかたちというふうにいっていますけど、自治のイメージといいますか、地方自治がどういう仕組みで動いているかいろいろなバリエーションがあるわけなのです。そういう選択肢が日本の場合は非常に少なくて、1 つしかなくてそのイメージがずっと今まできているのです。それはその少なくとも北海道に関していうとその

イメージだけではうまくいかないところが出てきたということですので、そうするとそれ に対してどういう自治のイメージを持って構想ができるかということになります。そうす ると、今まさにその出光次長がおっしゃるように、それは法律上今の制度はできないとい うところで思考が停止しちゃうわけです。そこを打ち破るには、もっと自由な考え方がで きますよというのを示していく。これが非常に大事で、その後山本委員がご心配されるよ うに「じゃあ、どうすればいいんだ」というのは、やや突き放した言い方かも知れないで すけどもそれぞれの地域で考えていかないと仕方がないじゃないですか、ということだろ うと思うのですね。これはまさにそのバリエーションを増やすので、逆に広域中核市とい うのはこういうものだとあまりはっきり言っちゃいますと、今度は逆にそのイメージに縛 られてしまうということになって自由に使えない制度になるのです。そういう意味では、 例えば区を置くというのは、東京都の区を除けば、今までの日本にない新鮮なイメージで すね。それでもまだ私から見ると、若干今の日本の制度に引きずられているかなと思うの は、そういうのは区長と議会で構成とか書いてありますね。別に区長を置かなくて区議会 だけというのもあり得るわけです。区議会とそこが選出するいわゆるシティマネージャー みたいなものが行政を統括するということも考えられますし、いろいろなものを考えられ るとしたほうがいいのではないのでしょうか。

それとあと最近は役割分担というのもいわれますけども、案外イメージが今までの日本 の現状に引っ張られていますね。専門的な言い方をすると融合型となるのですが、権限は 国が全部持っているのだけど、仕事のある部分、例えば道路でいえば国道の部分は国でや って、道の部分は道がやって、市町村の部分は市町村でやる。道路というそのものを見る とそれぞれ規模と基準はあるのですけども、道路をどこがやるという話でなくて、道路の 中をさらに分けて国、都道府県、市町村というやり方で分担しています。でも国によって はそういうやり方ではなくて、例えば医療なら県、福祉なら市町村だという分け方をして いるところもあるようです。医療といったら市町村はやらない、国はやらないという分け 方をしているとこもあるのです。そういうものから考えていきますと、例えば広域中核市 の区なんていうのは、市が全体としてやっている中の一部分を分担するというやり方もあ り得る訳です。けれども、例えば今言ったような広域的に必要なことについては市が全体 でやるけども、区の中のこういう事柄については、例えば幼稚園については区で全権をも ってやりますよというやり方もあり得るわけです。そういういろんなことが考えられるよ うな仕組みにしようという訳ですから、私はそういう意味では、実現可能なのかと言われ ると難しいけれども、ただやり方を道民の皆さん方にいろいろ考えていただく、これから 市町村についても今の日本のガチガチの制度の中で考えるのではなくて、自由な発想を持 って考えていって、むしろ制度が邪魔している部分を取っ払ってやることによって、北海 道特有の北海道なりの、あるいは北海道の中でも広いですからその地域なりのいい制度が 考えられるじゃないかというふうに思っています。そういう意味ではちょっと曖昧で山本 委員のおっしゃったとおりだと思われますけれども、その方がかえって私はいいかなとい うふうに思います。

〇 山本委員:

実は私もそう思うんです。それでさまざまなバリエーションがあるから、要は最初にチャレンジしたところが活性化すれば、そこに人も入っていけばそこはよくなっていく訳ですよね。そういうふうにいい意味での差別化ができるのだろうなというふうに理解はしています。だからそのためにはこの前も言ったのでくどいであまり言いませんけども、Q5も随分あっさり書いているのですけども、現実的にそのチャレンジできるシステムをつくって手を上げていくときにやはりそれを保障していくさまざまな要件ってありますよね。

人材のこともそうだし、財政の財源のこともそうだし、そういうのが現実的に各論のいろいる問題が出てくるのだけれども、それを考え抜いて乗り越えていっていい地域が出来ていくということなのだろうと思うのですけども、なるべく早くそれがモデルとして、出来て行くようになったらいいと思います。

〇 佐藤委員:

それとは全然違うのですけども、説明の中で提案が利用されるからとかありましたけど、 どういうことなのでしょうか。

〇 出光地域主権局次長:

今、一部の市町村からそういう声が来ているとの報告が上がっています。要は合併の話を進めている町、2 つか 3 つぐらいで合併の動きがあるということなんですけども、こういう大きな構想が出ると、広域中核市という大きな制度ができるのであればその制度ができるまで待ってから、それに乗れば良いじゃないかとそういうふうに言われるかもしれないので、今は出さないほうが良いじゃないかというご意見がきているということでございました。

〇 佐藤委員:

それはどうなんでしょうね。これはいろいろなイメージの発展できるタイプですから。 今やろうとしている合併は、今の状況の中での合併ですよね。

〇 井上会長:

この点に関しましては資料の1に記載しておりますように、これまで本日議論審議して まいりました案件と同様に、過去の委員会においてはほとんど毎回のように議論を進めて まいったところであります。その中で方向性というのは特に先ほどの佐藤委員の説明の等 々にありましたように、市町村の選択肢が増えるといいますか、バリエーションが増える というようなことであるということで案ということで、議論の方向性というのはこれを第 3 回の答申に盛り込むというような方向で来ていたというふうに理解はしています。ただ 先ほども例えば山本委員のほうからチャレンジングなということで、この言葉は前回の委 員会でも使われたと思いますけれども、チャレンジングであるということは非常に大きな 期待と共にそれ以上の不安を地域にもたらすというようなことも確かにあるということで すし、またその前に林委員がおっしゃったことを若干趣旨を捕らえていないかもしれませ んが、特に例えば Q7 というところに書かれてあるように、最近は道州制だけの議論だけで はなくて、市町村合併というようなこと、あるいは支庁制度の改革というようなかたちで 非常に議論、世論が割れるというようなかたちで進んでいるような政治的には非常にセン シティブな問題もあるというようなこと。ですから扱いは必ずしも容易ではないと思いま すけども、これまでこの委員会で審議してきたその方向性に基づいて、やはり第3回の答 申に折り込むという様なかたち、そして、ただその前段階として今日ご指摘があった何点 かについては改めて修正をしていただきたいと思いますが、そういった前提の上で第3回 の答申に折り込むということでご賛同いただけますでしょうか。ただ先ほど言いましたよ うに林委員等々から出ていた、本当に地方の人は、或いは山本委員も言われていたように 地方の人たちは非常に不安な部分もあるのではないかというようなこともありましたの で、この答申が知事に上申された後には、これはもう市町村道民の皆さん方を全て含めて、 パブリックコメント等々をいただくということの手続きがあります、その後道議会があり ます。そういう中でこの議論というのは広く道民の皆さん方の意見を汲み取るというよう

なかたちでご配慮いただきたい。そしてその結果、1 つの方向性が道全体、道民全体としてまとまらないような場合には、少し時間をかけて我われもそして道民の皆さん方も道議会も集中的に審議し、それを進めていくということ。場合によっては第3回答申に折り込んだもので他のやつは国に上がっていったんだけども、これだけはどこかの段階で踏み止まってもう1度一期ぐらいずれる、2、3ヶ月ずれるというかたちで国に上がっていく場合もあり得るのではないかというふうに思います。委員の先生方にも確認しましたけども、これは第3回答申に入れていうことですが今後段の方で私申し上げましたように、この取り扱いについては重々道民の皆さん方の意見が反映されるということでご尽力いただきたいということでそういうことで、林さんよろしいでしょうか。

〇 林委員:

はい、何かどっかに解説っていうのは変かもしれませんが、なぜそういうことを創設する意味があるのかというのを、先ほどの佐藤先生の説明が凄くわかりやすかったものですから、そういうのがないと、先ほどの市町村から「面倒なことを今出さなきゃいけないのだ」みたいな反応になってしまう。そういうところがちょっと理解されてなかったのかなとも思ったので、何か上手く解説みたいなのがあってもいいかなとも思いました。

〇 井上会長:

ご提案ですがどうでしょうか。Q1の前に。

〇 林委員:

そうですよね。そもそも何でこんなことを創設するのかみたいな。先ほど、その他の国ではそういうことがいっぱいあるのだということも、普通の人はそこまであまり考えずに暮らしているとも思いました。

〇 佐藤委員:

わかりました。先ほど私が話したようなことを事務局にうまくまとめて、私が目を通して、それでいいのであれば。

〇 井上会長:

やっぱり議論深めていくというのは一人一人のやっぱりその趣旨をきちんと理解することが大事だと思いますので。どうぞ。

〇 出光地域主権局次長:

先ほど佐藤先生の解説の部分を特に早急にテープ起こしをいたしまして、ご確認いただいた上でQの部分を加えます。

〇 井上会長:

ありがとうございます。では先ほどまとめましたようなかたちでやらせていただきたいと思います。次に今度は答申案の議論から整理案(答申案イメージ)というところに議題を移してまいりたいと思います。それでこの点につきしては、資料の2の4福祉移送サービスに係る規制の緩和ということでこの点につきましては事務局から説明をいただきたいと思います。

〇 渡辺地域主権局参事:

39ページに福祉移送サービスに係る規制緩和でございます。前回は福祉有償運送の係る 規制緩和というふうに法律の用語を使って表現していましたけれども、よりわかりやすい 名称にというふうに福祉移送サービス係る規制緩和というふうに表題を変えさせていただ きました。現状におきましては道内で福祉有償運送といいますけども、やっている団体さ んは246団体ある。その中で課題として発地、着地どちらかが市町村を単位とする運送区 域内でなければならないのだということになっていまして、もともとボランティア的な助 け合いの要素が強い障がい者の方々への移送サービスとか、そういった意味では制限され ている。北海道では広域分散型ということで、あまり遠い距離を移動させなきゃならない ということもありまして、隣の町の病院から他の町の病院までの転院といったことにもニ ーズがあるということです。前回お示しした整理案では40ページを見ていただきたいので すけれども、前回の整理案では運送主体、運送区域の部分について条例権限を委譲しても らって条例で決めるということにしていたんですけども、議論の中で市町村を単位とする 運送区域の中で運営協議会という利害関係者が集まった協議会で福祉有償運送の可否の現 状決めているわけでございまして、そこの部分を取り扱いではっきりしないと運行区域を 変えるといっても難しいんじゃないかと、こういうような指摘がございまして、今市町村 を単位として運営協議会を設けていますのでエリアを広げるということでいけば、広げる 部分の市町村を含めて協議会というものをつくっていけば現行よりでも可能なんじゃない かということでございます。それでその後事務局においてちょっといろいろと調べていた ところ、現実に市長会で言われた話なんですけれども、圏域の中心の市に対して周辺の町 村から一緒に運営協議会というものをつくってほしいというニーズはあるそうですけれど も、必ずしもそれに対して市のほうは応えきれないというか、関係者を大勢集めて毎年利 害調査やってくということは大変な業務で、できればまた面倒くさいというか、結構大変 だということで現実には広げていくといった場合に支障があるということで、今回その整 理案で示す考えとしては、道の条例で決めるというのも道路運送法の中の発地、着地の規 制の部分を北海道における福祉有償運送に限っては適用しない、39ページにありますけど も規制緩和後の□の中ですけれども、もともと福祉の移送サービスというのは不特定多数 の乗客を運ぶタクシーとは異なりまして、障がい者の人たちを対象にした会員制というこ とですので、会員を運ぶということに限定された運送ですので発地、着地を規制するとい った意味があまりいらないんじゃないかと、そういうことは必要ないんじゃないかという 前提で、北海道においては道路運送法における発地、着地の制限というのは適用しないと いう提案にすると今整理したところです、以上でございます。

〇 井上会長:

ありがとうございました。福祉移送サービスに係る規制緩和ということで標題の変更および前回の会合でいろいろ議論になっておりました運営協議会の扱い等々を踏まえた上で、39ページあるいは 40ページに掲載されてるかたちで特区の提案をしたいということであります。以上の事務局からの説明等に関しまして、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。佐藤委員お願いします。

〇 佐藤委員:

前回いくつか今出されました疑問に答えていただきましたけれども、今まとめていただいていたように会員制と現実流れとして非常に実際に運営協議会でしたか、これを広域でつくるというのは難しいなと思うことであれば、今回会員制を取り入れていていただきましたのでいいのではないかと思います。

〇 井上会長:

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。本日のところは整理案というかたちで提案されておりますけども、これを叩き台にしながら答申案というかたちでまとめるということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、そのように取り扱いさせていただきたいと思います。それで一番下になりますけれども、資料の2の5に基づきましてコミュニティハウスの制度創設ということで事務局のほうから説明をいただきたいと思います。特に前回議論になった部分、これは考え方はわかるけれども法律的に考えるということでいくつか補強すべき論点というようなかたちで提案があったというふうに記憶してますけども、それらを踏まえて説明をいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

〇 渡辺地域主権局参事:

47ページになります、コミュニティハウスの制度創設ということで、今会長からもお話 しございまして前回コミュニティハウスの意義というのは充分理解できるけども、社会福 祉法の中コミュニティハウスの定義にすることに何の意義があるかというとで、今できて いることなので、位置づけしても今も特区の提案としてはいかがなのかということでござ いまして、今回ちょっといろいろ調べたところ社会福祉法に位置づけられることによるメ リットというのがいくつかございまして、この目指すすがたの中にありますけども、1つ 目の○ですけども、福祉の現場の努力により開設、開発されてきて新しい福祉のかたちを 社会福祉法の中で認知し、普及させるとこういう意義、これは現実的な意味というか、そ ういう認知、普及させるという意味であります。それと下の○ですけども、社会福祉法に 位置づけられることで社会福祉法人がコミュニティハウス事業を行なった場合に公益事業 として経費、税法ですとか寄付なんかにおいて優遇措置というか、そういったものがある とか、あと都市計画法の中で市街化調整区域があっても、そういう位置づけられた施設で あれば開発許可を取れば建てられるとか、そういった意義とかがあるということをメリッ トとして考えていました。矢印、目指すすがたの中の大きな四角がありましてそこの矢印 でありますけども、その四角の中にこぼれ落ちないセーフティーネットっていうことで五 十嵐委員からそういう表現も入れるべきということでここに入れさせていただきました。 48ページですけども、これについては基本的に前回と同じかたちにしてございます。 以上でございます。

〇 井上会長:

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思います。コミュニティハウスということで、前回もこれは整理案というかたちで出しましたけども、やはり考え方はわかるけれどもやっぱり組み立て方、具体的な必要性ということが必ずしも明確ではないという等々のご意見がありました。それを踏まえてというかたちで今日改めて提示させていただいているものであります。ご意見、ご質問があればお出しいただきたい。佐藤先生、どうぞ。

〇 佐藤委員:

前回、社会福祉法の規定だけ読むとつくれるんじゃないかといいました。今でもそう思っています。実態がどうか私もよくわからないですけれども、ただ確かにあったほうがつくりやすいというのがその通りだと思いますので、あとは説明がうまく、その説明というのは国に対して説明ができればいいのではないかと思ったのですけども、今のお話を聞いてだいたいはわかりました。ただ最後ここには書いていないですけども、今の発言にその

市街化調整区域なんかという言い方は言わない方がいいと思います。それでなくても福祉施設というのはいわば、隔離したところでやろうとかいう発想があって、それ自体が問題で、むしろおそらくコミュニティハウスをつくろうということを考えておられる人たちというのは、そういうことに反対しているんじゃないかなと勝手に推測したりするのですけども、姥捨て山のように人の住んでいないようなところにやるのではなくて、街の中でいるいろなタイプの障がい者の皆さん方なり、高齢者の皆さん方が、それぞれ使える機能なり、能力を使って、お互い助け合いながら、健常者からのサービスを受けるという発想だけでなくて、それぞれの機能が必ずしも全部駄目というわけではないですから、使えるところを使いあいながら助けあって生きていきましょう。助けあってという言い方は変ですけれども、それなりにまさに最近はやりの言葉でいえば協働してやっていきましょう。そういうものだと思います。何かそういう意味で最後に言った市街化調整区域というのは、言わないでいただきたいと思います。以上です。

〇 井上会長:

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。林委員どうぞ。

〇 林委員:

これをより強固な提案にするためには、先ほどのようなQ&Aのようなものを入れていくとわかりやすくなるのか。今この一枚に全部が入っているようですが、そういうものがあると支持を得られるのではないかなと思いました。

〇 山本委員:

47 ページのこの前の五十嵐副会長の言葉なんかもここにあるのですけれども、私はどちらかというともう少しプラスイメージの言葉の方がいいかなと。こぼれ落ちないセーフティーネットというとなんかもうちょっとなんかこれって言われたほうがやっぱり嫌だなというようなことが正直いうとあって、佐藤先生がおっしゃったようにむしろ街づくりの真ん中にこういうものがあって、先ほどの広域中核都市の話の流れでも汲み取れるんですけれど、全く新しい今まで違う発想でこれがあって、だから意図的にビルトインして行く方が戦略的、政策的だなと思うんです。そういうふうに私はこれを理解したいと思っているので、何もこの1ページ目の最も大事なところであんなにマイナスな表現をすることはなくて、それを林委員がおっしゃっているように Q&A あたりですくい取ればいいことで、これは目指すすがただから本当に前向きなこういうビジョンでいきたいということが前面に出るほうが、むしろ五十嵐委員なんかも望むところじゃないかと思ったりいたしますけども、いかがでしょうか。

〇 井上会長:

事務局、そういうことでよろしいでしょうか。少なくとも 47 ページのところの特に一番下のネガティブな表現の部分、これを再検討いただきたいということです。あと Q&A というのは具体的にどれくらいイメージとしていくつかありますか。

〇 出光地域主権局次長:

そうですね、これから考えます。

〇 井上会長:

そうですね。次回が最後の審議になりますので、できましたら早急に粗々のところでも作っていただいて、そんなにボリュームもないと思いますので各委員の先生方に配って、こういうかたちで考えているということを提示していただいて、ご意見等をいただいたほうが、会議以外のところでそういうことをやるのはいかがかということもあるんだけれども、次回が最後になりますのでそれ以降また繰り越すということができにくくなりますので、ちょっと臨機応変に対応策を考えていただきたい。そういうことでここはよろしいでしょうか。ご意見等があれば折返しいただくということでお願いしたいと思います。

では、本日ここのところの答申案、整理案の審議についてというのは資料の2のフロントページといいますか、カバーページに記載されているような順序でご審議いただきました。基本的には部分的な修正等々が必要だというご意見とご提案等をいただきましたけども、ここにある整理案を次回は答申案というかたちで挙げていただくということで次回最後になると思いますけども、ご議論いただく準備を事務局の方でしていただきたいと思います。

次に議題の(2)、次回(第 22 回)の委員会についてということで、事務局の方で説明 をいただきたいと思います。

〇 渡辺地域主権局参事:

次回最後になりますけれども、第3回に向けては最後ということになりますけども、調整させていただいた結果、5名の委員の方々のご出席が可能ということで7月17日木曜日の午前中、午前10時から開催させていただくことにしました。時間的にそんなに、次回はかからないと考えていますので10時からということでよろしいでしょうか。

(※ 各委員から次回スケジュールについて意見)

〇 渡辺地域主権局参事:

9時でもう一回調整します。

〇 井上会長:

そうですね、そうしてください。一人でも多いほうがいいし。そういうことで事務局、よろしくお願いいたします。では、最後の議題はその他ということになりますが。その他事務局から何かありますか。

〇 渡辺地域主権局参事:

最後参考資料 2 ということで、本当はもっと早く資料提供をすればよかったんですけども、地方分権改革推進要綱の一次勧告というのが今回 6 月 20 日本部決定ということで出ていますので、資料としてお配りさせていただきます。それでこの勧告の中に、今私どもこの提案検討委員会で検討していただいている市町村への道道の管理の部分とか、すでに提案していますけれども農地転用にかかる国の許可権限ですとか、保安林の指定改善にかかる協議の廃止とかそういったことが載っていますので、参考としてお配りさせていただきますので、後で目を通していただければと考えてます。

以上でございます。

〇 井上会長:

ありがとうございました。配布されている参考資料の 2、これは何人かの先生はすでに

中身を読んでおられたり、あるいは新聞報道でご存じのことだろうというふうに思います、会長は2、3日前来ていたんですよね。

〇 出光地域主権局次長:

はい。丹羽委員長ですね。

〇 井上会長:

その他、いろいろな動きが出て来ておりますけども、私どもは道民の皆さん方からの提案を淡々とやっていくということで今日のところは勘弁していただきたいというふうに思います。時代の流れが我われが提案しているのよりはどんどん審議している間に決まっていく、権限委譲されていく部分もこれから多々出てくるんだろうと思いますが、私どもは今申し上げたように淡々と道民の皆さん方に支えられるというかたちでこれからもそういった期待に答えていくということで邁進していきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。こういうようなかたちでその他なければこれで終了ということにしたいと思いますが、事務局はこれでよろしいでしょうか。では、今日は1時間半で閉会にさせていただきたいと思います。ご多忙中のところ、ご参集いただきましてありがとうございました。

ごくろうさまでした。

(会議終了)